

# Ⅲ. 学校生活について

## 1. 生徒心得

この心得はみなさんがより良い学校生活を送るために定めたものです。水口東高校生としての自覚と誇りをもって、明るく楽しい充実した学校生活になるよう努力してください。高校生として逸脱した行為があった場合は、特別に指導することがあります。

### (1) 礼儀

- ①お互いにあいさつを交わし、親愛の情を失わないようにしましょう。
- ②年上の人に対しては、言葉遣い、態度に気をつけ、敬愛の心で接するようにしましょう。
- ③すべての公共施設などは、汚損することのないよう、丁寧に扱しましょう。
- ④他人のものは無断で使用してはいけません。
- ⑤電車、バスなどを利用するときは、高校生としての品位を損なわないよう心がけましょう。

### (2) 登下校及び外出・早退

- ①8時40分からSHRが始まります。余裕を持って登校しましょう。
- ②高校生の下校時間は以下の通りですが、部活動等は顧問の指導の下、最長1時間の範囲で完全下校の時間を延長することができます。

一般生徒・・・・・・・・・・・・ 16時45分

部活動をしている生徒(完全下校時間)

4月～秋季高体連・高文連まで・・・・19時30分

秋季高体連・高文連以降3月末まで・・・・19時00分

- ③登校後の外出は認めません。特別な事情のある場合、担任の許可を得て外出許可証をもらうこと。また早退する場合は、担任の許可を得てから早退すること。
- ④学校は機械警備が行われているので、土曜・日曜および祝日は全日、平日は16時45分以降は原則として校舎内に入ることはできません。部活動や補習等で校舎内を使用する場合は、顧問や担当教員の指示に従うこと。また、退出するときは、必ず窓等の施錠、消灯を確認すること。

#### [暴風警報等について]

午前7時現在で滋賀県内に「暴風を含む警報」または「大雨特別警報」「暴風を伴う特別警報」等が発表されているときは、自宅待機（家庭学習）とします。警報が解除され次第、無理をしないように登校すること。授業を行います。午前10時現在でも「暴風を含む警報」または「大雨特別警報」「暴風を伴う特別警報」等が出ているときには、臨時休業とし家庭学習とします。なお、これらの影響により公共交通機関の運行に支障が出ている場合は別途連絡します。警報発表の有無については、テレビ・インターネット等で確認すること。

日課表	
予 鈴	8 : 3 5
SHR	8 : 4 0 ~ 8 : 5 0
第1限	8 : 5 5 ~ 9 : 4 5
第2限	9 : 5 5 ~ 1 0 : 4 5
第3限	1 0 : 5 5 ~ 1 1 : 4 5
第4限	1 1 : 5 5 ~ 1 2 : 4 5
昼 食	1 2 : 4 5 ~ 1 3 : 2 5
予 鈴	1 3 : 2 5
第5限	1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 2 0
第6限	1 4 : 3 0 ~ 1 5 : 2 0
掃 除	1 5 : 2 0 ~ 1 5 : 4 0
<月曜日・木曜日>	
第7限	1 5 : 3 0 ~ 1 6 : 2 0
掃 除	1 6 : 2 0 ~ 1 6 : 4 0

### (3) 考査

- ①受験については監督の先生の指示に従い、疑いを受けるような行為をしてはいけません。
- ②考査開始5分前の予鈴とともに不必要な所持品は廊下のロッカーに置き、自席に着くこと。机の中には何も入れておかないこと。筆箱や携帯電話・スマートフォン等の私物は一切持ち込まないこと。携帯電話の電源はOFFにしておくこと。
- ③不正行為については、その科目を0点とし、特別指導を行います。

### (4) 届け出、禁止事項等

- ①次の各項については本校所定の様式により届け出ること。
  - a 考査の欠席
  - b 忌引き  
(参考) 忌引きの日数  
・ 父母・・・・・・・・・・・・7日

- ・ 祖父母・・・・・・・・・・ 3日
- ・ 兄弟姉妹・・・・・・・・・・ 3日
- ・ おじ、おば、甥、姪・・ 1日
- ・ 曾祖父母・・・・・・・・・・ 1日

※葬祭のため遠隔地に赴く必要がある場合は、実際に要した往復日を加算することができる。

c 姓名、住所、保護者の変更異動

②次の各項については、学級担任等の関係教員に申し出ること。

a 欠席、遅刻、早退、欠課(長期にわたる欠席の場合は診断書を提出する)

※インフルエンザなどの学校感染症にかかった場合には出席停止となります。

b 公欠(授業に出席しなくても、欠課・欠席として取り扱わない)

- ・ 心臓検診、レントゲン検診に必要な時間
- ・ 公式試合、および高文祭に参加するための時間や作品の搬出入に必要な時間
- ・ 大学入試、就職試験の受験当日
- ・ 受験のための健康診断に要する時間
- ・ 学年、学級代表として催しに参加しなければならない場合
- ・ その他申し出がある場合は、協議する

c 交通違反及び事故が発生したとき

d 校外での特別な催しなどに参加するとき

e 放送、文書などの掲示、陳列(関係教員の許可を得て、生徒会顧問に届け出ること)

③次の各項については、所定の手続きによって願い出ること

- ・ 校内外の集会
- ・ 文書などの出版、配布
- ・ 外泊を伴う旅行(保護者同伴の国内旅行はこの限りではない)

④次の各項は禁止する。

- ・ 飲酒、喫煙、パチンコ場への入場など法令で禁じられているもの
- ・ 風紀上好ましくない場所への出入り・破廉恥行為
- ・ 暴言・暴力行為
- ・ 生徒間相互、他校生、社会人との不健全な交際
- ・ 夜間の外出、深夜徘徊、無断外泊  
(午後11時以降の外出は滋賀県青少年の健全育成に関する条例で禁止)
- ・ 校内における火気使用
- ・ 規定以外の服装などによる登校(けが等により異装する場合は届け出ること)
- ・ その他、高校生としてふさわしくない行為

⑤アルバイトの禁止について

アルバイトは原則禁止していますが、経済的な面から修学が困難な生徒については、特別に認めることがある。(進路の決定した高3生については、別に定める)

⑥携帯電話・スマートフォン等の使用

携帯電話・スマートフォンの持ち込みについては原則禁止であるが、下記事項の遵守を条件に認める。

- ・ 携帯電話使用届を必ず提出すること。
- ・ 授業時間(SHR時から授業終了時)までは電源を切ること。
- ・ 放課後までの授業中に使用を発見した場合は、直ちに預かり注意のうえ返却する。
- ・ 考査会場への持ち込み、考査中の使用については特別指導の対象となる。

携帯電話・スマートフォンの使用マナーを守ること、また不審な電話やメールの扱いには注意をすること。

## 2. 交通安全心得

登下校の交通安全は、命にかかわる非常に重要な問題です。一人ひとりが自覚を持ち、事故を起こさないよう、また事故に遭わないよう交通ルール・マナーを守りましょう。

### (1)公共交通機関の利用

できる限り公共交通機関を利用すること。保護者の自家用車による送迎は極力避けること。やむなく送

迎してもら場合は、城山公園駐車場(城山中体育館横)付近で乗り降りすること。校地内及び周辺道路の進入禁止区域での乗降はしないこと。

## (2)自転車通学について

自転車通学は許可制とする。自転車通学許可届を提出し、許可シールを所定の位置に貼ること。また防犯登録と自転車保険の加入をしておくこと。道路交通法を遵守し、交通マナーを守り、安全運転を心がけ、以下のことを特に守ること。

- ① 左端通行を守り一列で走行し、並走しない。
- ② スピードの出し過ぎに注意すること。特に交差点前での徐行や決められた場所での一旦停止を励行すること。
- ③ 2人乗りや、片手ハンドル運転、走行中の携帯電話・スマートフォンの使用や音楽などを聴きながら走行することを禁止する。イヤホンの使用は厳禁。
- ④ 雨の日は雨カッパを着用し、傘さし運転をしない。
- ⑤ 周囲が暗い時は、必ずライトを点灯する。
- ⑥ 踏切や交差点の横断は、特に規則を守ること。
- ⑦ 通学路はできるだけ安全な経路を選び、特に通行禁止指定区域の道路は通行をしない。
- ⑧ 自転車の駐輪は所定の決められた場所に置き、必ず施錠(二重ロック)すること。
- ⑨ 定期的に自転車の点検(ブレーキ、ベル、ライト、空気圧など)をすること。

## (3) バイク、乗用車の免許取得および運転、バイクに乗せてもらうことの禁止

3+1ない運動一免許を取らない、乗らない、買わない、親は子どもの要求に負けない

## 3. 服装・頭髪等の規定

本校生徒としての品位を保つために、常に質素、清潔を旨とし、理知的で、教養ある高校生としてふさわしい身だしなみを心がけましょう。

### (1)制服について

- ・ブレザー、スラックス、スカート、カッターシャツ、ブラウス、ネクタイ、セーター、ベストは本校指定のものとする。
- ・ブレザー、セーター、ベストを着用する場合は、必ずネクタイをする。その際、カッターシャツやブラウスの裾は出さない。
- ・ボタンダウンの襟ボタンは必ず留めること。また、第2ボタン以下は外さないこと。
- ・ブレザー、セーター、ベストを着用しない場合、ネクタイを外したり、カッターシャツやブラウスの裾を出したりしてもよい。
- ・スラックスは、ベルトをするなどし、ずり下げでの着用は禁止する。
- ・スカートの丈は膝頭にかかる程度とし、採寸後加工をして短くしたり、ウエスト部分を折り曲げて着用したりすることは禁止する。
- ・アンダーシャツは、華美でなく透けて見えない無地のシャツとする。(文字やイラストなどが大きく入っているもの、襟や袖から出るものは不可)また、スラックスやスカートの中に入れること。
- ・ソックスは、白・黒・紺・グレーの無地(ワンポイント・ワンラインはOK)を基本とする。
- ・ストッキングは黒・紺・茶・ベージュを基本とし、柄ものは禁止する。(ハイソックスは可、ルーズソックスは禁止)
- ・通学靴は、運動靴・黒または茶の革靴仕様とする。(サンダル等通学にふさわしくない靴は不可)
- ・上履き、体育館シューズ、グランドシューズは本校指定のものを着用する。

### (2)式典・集会について

- ・特に式典や集会時の身だしなみには注意すること。
- ・冬季の式典や集会時には必ずブレザーを着用すること。

### (3)防寒着について

- ・色は、黒・紺・グレーなど、華美でないものを基本とする。
- ・皮革(合成皮革を含む)・ニット・エナメルは禁止する。
- ・長いマフラーは特に自転車乗車中は短くまとめて着用すること。
- ・フード付きの防寒着は、ブレザーの下に着用しない。

### (4)カバンについて

- ・高校生としてふさわしいものを使用する。

**(5)頭髪について**

- ・パーマ・カール・ウェーブ・そり込み等の加工や染色・脱色などは禁止する。
- ・常に清潔を保ち、自然な状態を保持すること。

**(6)化粧・アクセサリ類について**

- ・化粧、アクセサリ類、カラーコンタクトの使用は禁止する。
- ・ヘアピンやヘアゴムは、華美でない黒・紺・茶を基本とする。